

京都市告示第435号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和3年11月24日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
久我西出第十公園	伏見区久我西出町13番134	告示の日

(南部みどり管理事務所)